

障害当事者運動とコンピュータ技術

The Disability Movements Supported to Computer Technology in Japan

旭 洋一郎*

Yoichiro Asahi

1. はじめに

障害者福祉は、他の社会福祉分野と比較して重要な特徴がある。それは政策・行政主体と障害者運動との緊張関係の存在であり、運動の影響の強さである。その例をあげるなら国から市町村のレベルで数多くある。例えば、「ノーマライゼーション」の考え方は北欧で生まれ、国際的な障害者運動の中でわが国にも伝わり、社会福祉全体の一つの基本理念として認識されるようになった。また、自立生活の概念とピア・カウンセリングの手法は、障害者の自立生活運動によりもたらされ、現在の障害者福祉施策においても活用されている。つまり障害者福祉の実践は、障害者運動と無縁では、その存在の根拠と実効性が疑われると言って良い。

こうしたわが国の障害者運動の展開の中で、いくつの特徴的な変化があったが、とりわけ障害を持つ当事者自身の運動の成立とその役割は大きいものがある。また、その当事者運動におけるコンピュータの評価とその活用はきわめて興味深い変化を示している。この小論は、障害者運動におけるコンピュータの役割を確認するために、障害当事者運動の成立と展開を紙幅の許す限りあつづけ、コンピュータとの関連を見てみることにする。それは広くコンピュータ技術が障害者支援に果たした役割は何かという問いにも答えていくこ

ともなろう。

ここでまず、小論で取りあげる障害者運動を定義的に特定しておくことにする。障害者運動は、障害者の人権・生活問題等の解決と改善をめざし、障害者やその家族、関係者が参加する組織的主体的な社会運動であるということが出来る。^{*1} もちろん、このような障害者運動は、わが国においても第二次大戦前から存在したが、それらの運動は、社会に与えた影響は限られ、実質的な意味で戦後につながるものはわずかであった。第二次大戦前のわが国においては、民主主義と政治参加はきわめて限定的であり、社会運動の役割も異なり、運動それ自体の存在基盤もきわめて脆弱であった。これらのことから障害者運動の歴史的整理をここでは戦後からはじめることにする。なお、知的障害をあらわす「精神薄弱」という用語は現在使われていない。しかし、ここでは歴史的な事実（法律名、制度名、団体名等）を示すときには用いることを予めお断りしておく。

2. 戦後の障害者運動の展開

①戦後初期の障害者運動（1945年—1950年代）

第二次大戦後の障害者運動が成立する社会的背景は、敗戦による生活基盤の崩壊と戦争により傷つき障害を負った多くの「傷痍軍人」の存在であった。

厚生省は、戦後すぐに連合軍司令部（GHQ）

*教授

の命令によって停止した「傷痍軍人対策」にかかわる傷痍者援護についての立法化を検討し、1949（昭和24）年、身体障害者福祉法を制定し、わが国の障害者福祉は新たな段階に入った。この前後に、障害者運動においてもその成立と出発とも言うべき動きが見られたのである。

1947（昭和22）年に全国国立病院患者同盟、全日本聾啞連盟、1948（昭和23）年に日本盲人会連合、日本肢体不自由児協会、1949（昭和24）年には日本精神薄弱者愛護協会（現在：日本知的障害者愛護協会）が再建され、1951（昭和26）年に全国ハンセン氏病患者協議会、1952（昭和27）年に精神薄弱児育成会（現在：全日本手をつなぐ育成会）、日本傷痍軍人会、1954（昭和29）年に身体障害者友愛会が結成されている。生活安定への要求の高まりと民主主義の進展によって活性化した運動の状況が読みとれる。

そしてもう一つ、障害者福祉政策と運動とのかわりにおいて重要な動きがあった。身体障害者福祉法改正問題である。1949（昭和24）年の身体障害者福祉法は、傷痍軍人対策を実質的に温存したい厚生省の思惑と軍事的施策の払拭及び無差別平等をめざす占領政策、「盲人福祉法」の制定要求、さらには厳しい財政状況も加わり、極めて多くの「枠」「限界」を持った内容となっていた。例えば、法の目的を「身体障害者の更生」とし、対象は「更生できうる者」に限定していた。制定当時の更生概念は「自力で独立し自活できること」を意味しており、従って対象は「独立自活できる者」であり、障害程度の軽い身体障害者となる。つまり介護を必要とする重度の障害者を対象としない法律だったのである。この他にも対象範囲、行政責任の不明確等多くの問題があった。

当然、この内容については制定過程においても論議があり、公布直後から改正要求が出されていた。1952（昭和27）年中央社会福祉協議会（現在：全国社会福祉協議会）は、身体障害者福祉部会をつくり、障害者団体も加わり、この改正問題に取り組むことになる。結局この時の法改正は、十分な成果が得られたとは言えなかったが、政府と施設関係者、障害者団体間に共通な議論の場を用意することにも貢献した。

また戦後の障害者福祉において重要な役割を果

たす団体がこの時期に誕生している。日本肢体不自由児協会、日本精神薄弱者愛護協会（現在：日本知的障害者愛護協会）、精神薄弱児育成会（現在：全日本手をつなぐ育成会）、身体障害者友愛会等である。

この時期の障害者運動は、このように多くの団体の結成が相次いだが、まだ運動団体として十分な力と視点は持っていなかったといえる。肢体不自由者の団体、視覚障害者の団体、聴覚障害者の団体、知的障害者の団体と障害の種類ごとに結成され、他の障害の問題については無関心もしくは排除という姿勢さえとったこともあった。また、団体により運動の目標は異なるが、例えば、精神薄弱児育成会は、知的障害を持つ子供の母親が、「全国の仲間の親たちに、知的な障害のある我が子のしあわせを求めて、手をつなぐこと」をきっかけとして結成されたのであり、身体障害者友愛会についてみれば、肢体に障害を持つ個人の呼びかけで岡山で誕生した文芸サークルであった。どちらもいわば会員相互の互助的性格の強い組織であり、親睦団体でもあった。

②高度経済成長期の障害者運動（1950年代—1970年代）

1950年代後半から1970年代にかけて、わが国は未曾有の高度経済成長を迎える。この時期はまたその経済成長に伴い、水俣病等の公害やサリドマイド等の薬害、交通事故の増加、人口の都市への集中、農漁村の過疎化等の様々な社会的な矛盾も顕在化し、戦後のわが国の一つの転換期となった。

同時にこの時期、社会福祉関係法も3法体制から6法体制となり、主な障害者福祉関連施策も、1959（昭和34）年「国民年金法」（無拠出制障害年金）、1960（昭和35）年「精神薄弱者福祉法」、同年「身体障害者雇用促進法」、1970（昭和45）年「心身障害者対策基本法」、1971（昭和46）年「社会福祉施設緊急整備5か年計画」、1972（昭和47）年「身体障害者福祉法の改正」（療護施設の規定等）、1979（昭和54）年「養護学校義務制度化実施」等と多くの福祉サービス・障害児教育が提供されるようになった。

では、この時期、障害者運動はどんな動きを示

したのでらうか。まず、1950年代後半から60年代にかけて結成され、運動を展開した団体を見ておくことにする。

1957（昭和32）年に青い芝の会、1958（昭和33）年に日本身体障害者団体連合会、1962（昭和37）年に言語障害児を持つ親の会、1963（昭和38）年に全国心身障害児を持つ兄弟姉妹の会、1963（昭和38）年に筋ジストロフィー症の子どもを守る会、1964（昭和39）年に全国重症心身障害児を守る会、そして同年には「センター医療問題闘争」が国立身体障害者更生指導所の卒園者を中心に取組まれ、1967（昭和42）年に全国障害者問題研究会と障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会が結成された。

見られるように、60年代前半において、障害を持つ子どもの親の会・家族の会の発足が相次いでいる。成人の身体障害者には法的対応が一応整いつつあったが、障害を持つ児童、とりわけ言語障害や肢体不自由、知的障害をあわせもつ重複障害の児童、さらには医療的ケアが必要な重い重症心身障害児については、社会福祉のみならず学校教育においてもほとんど無策とって良い状態であった。

青い芝の会^{*2}は、脳性マヒを持つ障害者によって結成された団体である。同会は、「光明学校」の卒業生の文芸サークルに参加していた脳性マヒ者によって作られ、結成当初は親睦サークル的団体であった。しかし、脳性マヒ者が置かれている状況を自覚するにいたり、社会に対して明確に主張を持つ運動体になっていった。障害者自らが、自らの意志で集い、そして主体的に活動していく中で社会と自分たちの認識を変え、一定の運動体へ変化させていった団体である。わが国の当事者運動の歴史において重要な位置にある運動団体といえるだろう。

さらにこの時期、社会状況の変化に呼応して従来の運動理念・組織とは違った運動団体が結成される。1967（昭和42）年に結成された全国障害者問題研究会と障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会である。^{*3}

全国障害者問題研究会（全障研）は、障害の種類や有無を問わず、また、障害者、父母、家族、障害者関連分野の専門職者、教員、学生、研究者

など立場を越え、障害者の発達や福祉、教育に関心のある全ての人々が参加する研究団体として結成された。一方、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）は、同様に障害の種類を問わない要求運動団体として結成され、両者は車の両輪の輪のような関係と位置づけられたのである。そして両者、特に全障研は、「発達保障の理論」の研究活動の推進を行い、その後の障害者福祉・障害児教育において重要な役割を果たすことになる。

このように60年代の障害者運動は、戦後初期の運動とは異なり、障害の種類別に必ずしもこだわらない団体が作られ、他団体や非障害者との連携や連帯を模索し始めたのであった。そして置かれた状況や環境から自らの社会的役割を自覚し、感情論や正義感からではなく、基本的人権などの普遍的価値に立って「権利として」要求するという運動を展開し、マスコミの利用、ボランティアの活用等運動体としての力量の向上がみられたといえる。

③障害当事者運動の展開（1970年代—1980年代）

70年代以降の障害者運動を見ると、「当事者」という言葉の重さが以前よりも増したことに気が付く。現在の社会福祉の援助場面では「当事者の声、利用者の声を聞く」という原則はあたりまえとなっているが、かつてはしばしば「本人」抜きで重要なことがきめられることも多く、この原則が実践の現場で改めて確認されたのはそう古いことではない。これは70年代以降の様々な当事者運動を経て理解されるにいたったと言って良い。

むろん、当事者を「障害を持つ人とその困難を共有する家族」と捉えるならば、当事者運動は第二次大戦前から存在し、見てきたように戦後にはより多くの運動団体が早期から活動していたわけである。しかし、70年代に運動を展開した障害者の「当事者運動」は、より強く「障害をもつ者」の立場、その当事者性を追求し、社会の中で少数者であり、社会のみならず家族からも疎外される立場であり、差別される立場であることを「異議申し立て」という形で主張したのである。そして時には親と子であっても、立場や意見は異なるのだと「当事者」という言葉にさらに重みを加えた

のであった。言い換えれば障害者問題を明確に「差別問題」と捉えなおしたことが重みの内容である。これは後に触れるように、青い芝の会等の重度障害者を中心とする一部の障害者運動の必然的な流れと言え、既存の他の障害者団体では満たせない違和感が存在したためであった。従って、それまでの要求運動とは違い、「健全者社会」そのものへの「告発」や「抗議」、「批判」のスタイルを取る運動が多くなったのである。これは当然、それまでの運動団体とは相容れない点が生じ、軋轢や対立を招く。事実を確認する。

1970（昭和45）年に「東京都府中療育センター闘争」が起き、同年「親による重症児殺害減刑反対運動」が青い芝の会神奈川連合会によって取り組まれ、1972（昭和47）年には「優生保護法改正阻止運動」、1975（昭和50）年には「身体障害者実態調査阻止運動」と政策変更を求める運動が活発化し、1976（昭和51）年には「養護学校義務化反対闘争」が開始され、同年「全国障害者解放運動連絡会議」が結成され、1978（昭和53）年「川崎バスジャック事件」が青い芝神奈川連合会によって起こされ、そして同年「金井康治君の花畑東小学校転校を支援する会」結成という養護学校義務化反対運動のシンボルの運動も始められた。理解されるようにこれらの運動は、従来の施策や枠組みに対して「NO—異議申し立て」という意志を明確に示した運動ということができる。

まず、東京都府中療育センター闘争は、東京都が近代設備を誇った入所施設（医療施設）での管理処遇をめぐって起きた処遇改善要求運動である。施設のあり方について重度障害者が「NO」と自らが述べた行為は画期的なことであった。

1970（昭和45）年に青い芝の会神奈川連合会によって取り組まれた「重症児殺害減刑反対運動」は、横浜で起きた親による重症児殺害事件に端を発している。当時、親による障害児殺害事件に対して、世論は国の無策とそれによる介護疲れに苦しむ親への同情に傾き、減刑嘆願の声があがるが多かった。これに対して青い芝の会神奈川連合会は殺される側の立場はどうなるのかという異議を主張し、世論と対峙し障害児を持つ親の会と社会に訴えたのであった。彼らの視線には親に殺された障害児が見え、殺した親への同情に動く社

会が見えたのであった。その障害児に自分自身の姿を重ねて捉えたのであろう。

1976（昭和51）年に「養護学校義務化反対闘争」が開始された。これは1973（昭和48）年に政府から出された「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」（1979（昭和54）年4月より養護学校義務教育制実施）への反対運動である。当時、いくつかの地域で就学免除規定によって小学校も卒業していない成人の重度障害者が、地域の小学校への入学を求めて運動を行っていた。養護学校義務教育制実施はこの運動を押さえ込むものと捉え、さらに、60年代後半からコロン構想に基づく大規模施設建設があり、障害者は結局地域では生活できず、養護学校が施設に囲い込まれてしまうという危機感が彼らにはあったのである。

この反対運動には障害者のみならず、様々な差別問題や教育問題に関心のある市民、学生の共感が得られ、かつての障害者運動にはなかった多くの人々が参加するものとなった。その一つの具体化が、「金井康治君の花畑東小学校転校を支援する会」の運動である。

この他にも家を出、施設を出、生活保護の受給と学生ボランティアによって地域で生活を始める重度の障害者が増え始めた。所得保障制度と介護制度が未確立な段階であって日々の暮らしが運動そのものであった。

3. 障害当事者運動と現代社会の価値批判

前節でみたように70年代の障害者運動は、テーマとなったものは国の政策そのものであったり、健全者社会の価値であったり、いずれも大きな相手を対象とする運動となった。こうした流れから、青い芝の会をはじめとする各地の様々な当事者運動団体は、連携関係を強化していく必要性を感じ、諸団体の全国的な連合組織を結成する方向に向かったのである。それが1976（昭和51）年の「全国障害者解放運動連絡会議」（全障連）の結成であった。

この全障連の結成で重要な一つの核となったのは、日本脳性マヒ者協会青い芝神奈川連合会（青

い芝神奈川連合会)に属する人々であった。

先に触れたように青い芝の会は親睦サークルとして出発し、地域支部で若干違いはあるが、この時期、減刑反対運動や川崎駅前のバスジャック事件に見られるように「告発」や「抗議」活動を展開していた。その指針となったのは「青い芝の会行動綱領4原則」^{*4}である。これは「過激派」というレッテルを招くもととなり、障害者運動全体に分断を持ち込んだという批判もあるが、その趣旨は脳性マヒという障害の自己肯定、「愛」というパターンリズムの否定であった。脳性マヒ者は圧倒的多数の健全者の価値観の中で生き、ややもすれば振り回され押しつぶされる。その中で自分の存在を確認しなければならない。それは時には対立というかたちもある。そして一方的な愛情や思いやりには差別性、抑圧性が潜んでいる。彼らの開き直りとも言えるこの行動綱領は70年代の障害者から提出された異議申し立ての始まりであり、そして一つの前提ともなったのである。

もちろん、このような思想と運動理念を持つ運動は、行政や一般社会のみならず、既存の運動団体からも大きな批判と反発を招くこととなった。従来の障害者運動が要求してきた主な事項は、重症児の療育制度・施設であり、親亡き後も安心して任せられる施設の建設・増設であり、養護学校の増設であり、養護学校の義務教育制実施等であった。

しかし、これらの要求項目に関して青い芝らは、「我々が本当に望んだのであろうか。我々自らは望んでいない」と「NO」の意思表示を示したのである。^{*5}つまり、障害者運動がめざす理念は「一つではない」という事実、当事者とされる「本人と家族」「親と子」の間にも立場や意見の違いがあるということが明確に示されたのであった。いわば価値と価値とのぶつかりが顕在化したといえる。

この70年代のこの当事者運動は誤解を恐れずに述べれば、障害者が生きやすい社会のあり方、健全者社会の抑圧性を提起し、1980年代以降、特に「国際障害者年」(1981(昭和56)年)の始まりとともに、わが国の社会にも知られるようになった「ノーマライゼーションの思想」(大規模施設から地域での共生へ)や「自立生活運動の哲学」(当

事者の自己決定の重視)を理解する準備を整えたと言えるのである。70年代の当事者運動は、図らずも北欧で生まれたノーマライゼーションやアメリカの自立生活運動に思想的に呼応・同調関係にあったともいえる。

4. 障害者運動とコンピュータ技術

このように70年代の障害当事者運動の成立は、わが国の障害者運動史の中で大きな転換期を形成し、80年代以降の障害者運動全体の活性化と方向付けを結果的に行うこととなった。その転換期は大きく運動の目標とスタイルを変化させるのであるが、その変化の一つのシンボルとして、コンピュータ技術をめぐる彼らの評価もあったのである。

運動目標とスタイルの変化については後に触れるが、コンピュータ技術をめぐる彼らの評価は70年代から80年代にかけて大きく変動する。結論的に述べれば、その変動はコンピュータシステムのパーソナル化技術によりもたらされたと言って良い。つまり、個人が使えるコンピュータ(パソコン)の登場が障害者運動に与えた影響も少なくないのである。

この変動を以下に詳述する。

①大型汎用機についての評価

70年代に活性化した障害当事者運動は、前節で触れたように現代社会の批判を行ったわけであるが、コンピュータに関しても否定的見解を示していた。当時、既に一部ではあるが、職業リハビリテーションの分野でコンピュータは使われており、「キーパンチャー養成」「プログラマー養成」が行われていた。「日本チャリティープレート協会」(東京)が障害者に対する職能訓練としてキーパンチャー養成、プログラマー養成を始めたのは1968年からであり、授産施設「アガベ第二作業所」(神奈川)は1974年から情報処理科を設け、職業訓練科目(プログラマー養成)として取り組んでいる。また「東京コロニー」は1975年に情報処理事業部を創設していた。

しかし、「告発」というスタイルをとる青い芝の会は、コンピュータがいきわたる社会を危険な社会と捉えていた。つまり、コンピュータは健全

者社会・管理社会の価値そのものであり、さらに障害者管理の道具の象徴として「コンピュータ技術」、「大型コンピューターシステム」を捉えていたのであった。当時、神奈川青い芝の会の小山正義氏は、明確にコンピュータが人類の夢を作るという「コンピュートピア」を阻止しなければならないと語っていた。

このように当時の脳性マヒ者の運動が、70年代までのメインフレームを中心とするコンピュータ技術を批判し、一定の恐怖を覚える理由は、つまり高度管理社会、効率最優先社会のシンボルとしてコンピュータを捉えていたからに他ならなかったのである。その延長として情報機器批判もしくは懐疑的態度を展開していくのである。

石川准はこのテクノロジー批判を取り上げ、障害者運動の一部（差異派）から提起されている情報機器・福祉機器利用の利活用批判を紹介している。「バリアフリー社会とは、実はできないまま社会に参加することにいっそう不寛容な社会なのではないか」という批判である。石川はこの批判は半分しか合っておらず杞憂だとしている。^{*6}主にテクノロジーの発展やバリアフリーに熱心に取り組んでいる人たちは、障害者運動の中でも後方に属していた視覚障害者、難聴者およびその支援技術者にすぎないとする。

この後方という言い方は石川独自の言い方であるが、障害当事者運動の成立の中心的位置にはいなかった運動体であったということが出来る。実際に情報機器利用への関心については、障害の違いによって温度差があり、開発されたテクノロジーがカバーできる障害にも限定があった。機能障害の種類、障害の重さなどによって、利用できる機器とその評価は一樣ではない。当時の汎用大型コンピュータ技術は、アトーゼ型全身性の重度脳性マヒの場合、使える機器は限られ、恩恵も与えられるわけではなかったが、聴覚障害はキーパンチャーとして働くことに大きな不都合はなく、視覚障害者の場合は、むしろ、積極的にコンピュータの利活用技術を開発していた。1975年に全盲の盲学校教員、長谷川貞夫らは汎用機を用い、日本語の自動点訳、点字の自動墨字訳システムの実験を試みている。このように障害によって情報機器・福祉機器の利活用の実態は異なっ

るのである。

②パソコンの登場と障害者支援の道具としてのコンピュータ

「差異派」が恐れ、批判をしていた「コンピュータ技術」は、「国民総背番号制の導入」等の道具として使われる大型汎用機（メインフレーム）システムそのものであった。国民すべてに背番号をつけ、健康一病気、所得など個人情報を一元的に国が管理しようというプランに、健全者社会の障害者排除の思想を感じていたのである。

しかし、このコンピュータの発達史において革命的ともいうべきことがおきた。言うまでもなくパーソナルコンピュータ、パソコンの登場である。

パソコンは、大型コンピュータの単なる小型化ではない。ある明確な主張を持っていた。登場初期に置いてはアメリカのカウンターカルチャーの一翼を担っていたものである。より単純化して言えば、個人のエンパワメントを促す情報システムと言って良い。

パソコンは、技術的には電卓開発に携わる日本人技術者のアイデアから生まれたマイクロチップ開発に依っているが、それを個人が所有でき、誰にでも簡単に使え、全く個人的な仕事を助けるツールにまとめたのは、アメリカのパソコン黎明期に活躍した、カウンターの文化を共有していた多くの人物たちであった。はっきりと大型コンピュータにはない文化を創造しようとしていたのである。それは当然ヒューマンな分野にも応用され、障害者支援の分野でも様々なものが作られた。

特に社会的有用性が認められたものとしてコミュニケーションにおける活用がある。8ビットパソコンと音響カプラーを用いて草の根的に始まったわが国のパソコン通信である。パソコン通信は、1985年の電気通信事業法の施行（通信の規制緩和）により始まり、80年代後半には、商業大手パソコン通信ネットを形成し、コミュニケーションメディアとして成立した。自宅にパソコンを置き、電話回線をひき込み、それぞれの趣味や専門領域をテーマとした個人運営の通信ネットが数多く全国に作られ、ある分野に特化したコミュ

コミュニケーション空間ができてはじめてなのである。商業大手パソコン通信でも「フォーラム」と呼ばれるテーマ別の電子会議室が作られ、全国の、時には国を越え、様々な人々を結びつけた。パソコンと電話線さえあれば、距離的・時間的壁を越え、人と人とのコミュニケーションがとれるのであった。もちろん、障害という壁を越えられる可能性もあり、障害を持つ当事者にも大きな有用性をもたらした。それは、障害を持たない人との交流の機会が増えたというばかりではなく、パソコンを操作できる障害者ならば、障害の種別を越えてコミュニケーションがとれる手段・メディアを手にすることができたということである。これは、社会参加の道具ばかりではなく、障害者運動にも一定の影響をもたらすことになる。

従来、身体障害者の中でも、視覚に障害を持つ人は視覚障害者のコミュニティだけ、聴覚に障害を持つ人は聴覚障害者のコミュニティだけに交流の場を求めることが多く、盲学校、ろう学校、養護学校というわが国の障害児教育体制もその傾向に拍車をかけ、障害を越えて交流する、仲間を作る、友人を作るという機会は、障害者運動を熱心にやらない限りなかったといえる。

このような状況の中にパソコン通信が登場し、障害のない人との「壁」はもちろん、そうした障害の間に存在する「壁」をパソコン通信は著しく低くする役割を果たす結果となったのである。通信ネットの中では、聴覚障害者と視覚障害者が互いの障害に気づかず交流していくという場面がいくらかでも見られ、聴覚に障害のある人のためにテレビドラマの字幕付けのボランティア活動を熱心に行う内部障害者、肢体不自由者の姿もネット上に多くあった。いったんデジタル化されたテキストデータなら、出力処理される段階で、墨字に印刷することも、音声にすることも、点字に打ち出すこともコンピュータにとっては比較的簡単なことなのである。この機能が距離を無視できるネットワーク通信と結びついて実現したものである。

このようにパソコンの登場は、大型汎用コンピュータとは違い、全く個人的な目的に特化できる機能を持ち、低価格化と高機能化によって広く障害者支援の場面にも用いられるようになった。脳性マヒ等の全身性障害者への対応も可能となっ

たのである。パソコンばかりではなく、意思伝達装置、環境制御装置等への専用機器の登場はその例である。これによって障害者の社会参加のみならず、障害者と非障害者間、障害者同士の壁を低くし、障害者運動にも一定の影響をもたらしたのであった。

5. 情報化・国際化社会と障害当事者運動

1980年代から1990年代へ、国際障害者年を契機として日本の障害者福祉と障害者運動は新たな段階に入る。国連を中心とする国際的な障害者施策の動向と国内における「福祉8法改正」への動きである。また情報化の進展も見逃せない影響を与えた。

障害者運動は国際化の流れの中で、海外との交流活動や国際的な組織作り、あるいは地域に根ざした「介護サービスの提供」という新たな役割を担う団体も生まれてきた。

すでに国連総会において1975（昭和50）年に「障害者の権利宣言」が採択され、長年議論されてきた障害者の人権が国際的に確認され、その周知徹底の意味を込めて1981（昭和56）年を「国際障害者年」としたのであった。1979（昭和54）年には「国際障害者年行動計画」が国連総会で採択され、そして1982（昭和57）年に「障害者に関する世界行動計画」が決まり、障害者の「完全参加と平等」を権利とするアクションプログラムがはじまったのであった。わが国政府は、このような動向を踏まえ、従来の障害者関連施策では国際動向にそぐわないと認識し、「福祉8法改正」とあわせ、抜本的な改正に取り組むことになる。

もちろん、障害者運動団体、関連団体も「国際障害者年」を千載一遇のチャンスと捉え、様々な活動を展開する。中でも重要な動きは、国際障害者年の成功をめざして1980（昭和55）年に100を超す障害者団体が集まり「国際障害者年日本推進協議会」（推進協）が設立されたことがあげられる。障害の種別やこれまでの運動方針の違いを超えて全国組織をつくりあげ、民間の立場から「完全参加と平等」をスローガンに運動を展開したのであった。同団体は「国連・障害者の10年」終了後の1994（平成6）年に「日本障害者協議会」になり、その前後一貫して当事者の立場から、長期

行動計画策定、国民年金法改正（障害者基礎年金の実現）、雇用促進法の改正、精神保健法の改正、福祉8法の改正等に取り組んでいる。

このような動きは国際的な運動にもつながり、国際リハビリテーション会議に参加した障害当事者を中心に1981（昭和56）年、障害を持つ当事者の国際組織「障害者インターナショナル」（DPI）が結成された（わが国の代表組織：DPI（障害者インターナショナル）日本会議）。1983（昭和58）年には、全国所得保障連絡会議や研究者等が呼びかけ人となって障害者自立生活セミナー実行委員会が作られ、アメリカ各地の自立生活センターの代表者10名を招き、「日米自立生活セミナー」を日本各地で開催した。これはわが国の障害当事者に障害の重さにとらわれない自立概念と自己決定を追究する必要性を説き、「自立生活運動」、「自立生活センター設立運動」のきっかけを作ったと言える。

そして1986（昭和61）年、わが国で最初の自立生活センター「八王子ヒューマンケア協会」が設立されたのである。以後、「町田ヒューマンネットワーク」（1989（平成元）年設立）、「札幌いちご会」（会設立：1977（昭和52）年、自立生活事業開始：1990（平成2）年）等、全国各地に自立生活センターが設立されていく。1991（平成3）年には自立生活センター設立の支援やセンター間の情報交換・連携を進める「全国自立生活センター協議会」が設立された。

さらにこうした身体障害者を中心とした「当事者の自己決定権」を重視する自立生活運動は、知的障害者や精神障害者の当事者運動にも影響を与えた。1989（平成元）年、日本手をつなぐ育成会は「本人部会」をつくり、知的障害を持つ本人の意見や意志を運動に反映させる取り組みを始めている。精神障害者の運動では患者会として活動をしてきたが、1993（平成5）年に全国的な精神障害者の当事者団体「全国精神障害者団体連合会」が結成される。

このような国際動向、運動団体の動きによって、障害者福祉関連施策はドラスティックな動きを示し、1982（昭和57）年に中央心身障害者対策協議会の意見具申に従って「障害者対策に関する長期計画」を定め、「障害基礎年金制度」創設

（1986（昭和61）年）、「精神衛生法」から「精神保健法」への改正（1987（昭和62）年）、「身体障害者雇用促進法」から「障害者の雇用の促進等に関する法律」への改正（1987（昭和62）年）が行われた。

またさらに「福祉8法改正」により、1990（平成2）年「身体障害者福祉法」が改正され、1993（平成5）年「障害者基本法」施行、1995（平成7）年「障害者プランナーノーマライゼーション7カ年戦略」の策定、同年「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」への改正が行われた。このように比較的短期間に多くの法改正・施策化が行われた。これらの改正の中で「障害者基本法」は重要な位置にある。形式的には「心身障害者対策基本法」の改正法であるが、国際動向や障害者施策の一連の改革を踏まえ、注目される点は、名称から「対策」という文字が消えたこと、わが国の法律の中で初めて障害者の定義に「身体障害、精神薄弱及び精神障害」と包括的に規定されたこと、国に対して「障害者基本計画」の策定を義務付けたこと、審議機関である「中央障害者施策推進対策協議会」の委員の中に「障害者と障害者福祉関係者」を加えることが明記されたこと等があげられる。長年、政策決定過程への参加を望んできた障害者運動にとって、対策協議会委員への障害者参加の明記は大きな前進であったと言える。また、この基本法をもとに1995（平成7）年「市町村障害者計画策定指針」が総理府より出され、障害者計画の策定を地方の市町村にも促したことは、地方の障害者運動を大いに活性化させたのである。

80年代から90年代の障害者運動は、国際化への動き、制度・政策決定過程への参加拡大、介護保障要求や自立生活センターの設立運営等、機能・目的別に組織する団体が作られ、わが国の障害者福祉の一翼を担うまでになったのである。

障害者運動がこのように制度政策への関わりを強め、各地域の自立生活センターの設置運営に積極的に乗り出す中、情報社会の対応ももちろん忘れてはいなかった。その動きは、障害者団体によるパソコン通信ネットの開局であり、障害者が使えるパソコンシステムの構築であって、多くのコンピュータ技術者・研究者との共同作業ですすめ

られたといえる。いわば草の根的なボランティアとして全国あちこちに登場し、どんなに重い障害があっても対応したのである。団体を作り活動を始めたところもあれば（1991年自立支援組織「ブロップ・ステーション」設立等）、全く個人的な関係から障害者が使えるパソコンシステムづくりをはじめたものもある。長野県でも松本市を中心に「障害者パソコン研究会」が活動し、自立支援に実績をあげている。その動きは「パソコンボランティア」として全国的な活動となり、現在も活発に支援を行っている。これらのことを踏まえ、日本障害者協議会は、1993（平成5）年に「情報通信ネットワークプロジェクト」を置き政策提言を行っている。

また、同様な動きとも言える、東京大学の坂村健をプロジェクトリーダーとする「TRON」プロジェクトは、国産OS開発の基本設計から障害対応を盛り込み、障害当事者や関係者とともに一つのコンピュータシステムを作っていた。^{*7}そして90年代後半のインターネット開放により、国や地域社会の福祉社会を側面的に支えるメディアが形成されたのである。これらは新たな障害者運動の環境を準備したとは言えないだろうか。

21世紀を迎え、障害当事者運動の役割は、介護保険の導入、障害者権利法や自立のあり方が問われている現在、障害当事者からの政策立案の力が求められている。この役割遂行のためには、地域や障害の種別（知的障害ももちろん含め）を越えた声と力を対等なかたちで集約することが必要である。その面で障害者運動はエンパワメントツールとして、コンピュータシステムとの関わりをますます強くしていかなければならないであろう。

以上のように障害者運動とコンピュータ技術との関係を整理した。最後に強調しておきたいことが1点ある。それは、大型汎用機とパソコンの差異のことである。インターネットが爆発的に普及し、パソコンも高性能化した現在、大型汎用コンピュータとパソコンの区別・区分は、技術的にも利活用の面からもあまり意味のないことかもしれない。一部では、福祉情報という名称で、サービス管理データベースの効率的運用方法と障害者・高齢者のエンパワメントツールとしての利活用方

法が同一に論じられてもいる。しかし、このことは、今まで論じてきたように障害者運動からの評価を無視したものとはいえないであろうか。大型汎用機の構築論理・管理システム構築の論理と障害者支援・ユーザー支援の論理との差異（その文脈を含めて）は、コンピュータ技術を利用していく上でやはり意識しておく必要があるはずである。

注釈

*1 社会運動（Social Movement）：

社会変動の原因ないし結果として生ずる社会的危機を解決する意図をもって動員される組織的行動もしくは集合行動（出典：浜島朗他編『社会学小辞典』有斐閣）

*2 青い芝の会：青い芝の会は、1957（昭和32）年11月に東京大田区で結成された脳性マヒの障害を持つ人々の団体である。親睦団体から出発し、結成後16年で都内に5つ地方に8つの支部を持つ組織となった。支部ごとに独自の運動のスタイルを持ち特に神奈川支部、脳性マヒ者協会「青い芝神奈川連合会」は横塚晃一、横田弘らの参加で70年代に入って最もラディカルな運動を展開していた。1973（昭和48）年に全国組織、日本脳性マヒ者協会「全国青い芝の会」が結成されるが、全国青い芝はどちらかといえば青い芝神奈川連合会の影響を強く受けていたと言える。運動の指針である行動綱領4原則も青い芝神奈川連合会の横田によって当初起草されたものである。

このような動きに批判的立場であったのは東京の5つの支部を統合した脳性マヒ者協会「東京青い芝の会」である。東京青い芝の会は、等級制度の見直し、所得保障、ケア付き住宅等を要求し、全国青い芝と協調を取りながらも一貫して現実路線を選択していた。従ってこのように青い芝の会といっても地域によって、また時期によって「告発」から「現実路線」まで運動に変化があった団体なのである。そして様々な運動が枝分かれしていった。その意味からもわが国の障害者運動史において重要な位置にあるといえる。（東京青い芝の会編機関誌「とききょう青い芝復刻版」1979年）

*3 清水寛著「発達保障思想の形成」305頁 青木書店 1981年

*4 青い芝の会行動綱領4原則（筆者注：CP者とは脳性マヒ者のことである）

一、我らは自らがCP者であることを自覚する。

我らは現代社会にあって「本来あってはなら

ない存在」とされつつある自らの位置を認識し、そこに一切の運動の原点をおかなければならないと信じ、且つ行動する。

一、我らは強烈な自己主張を行う。

我らがCP者であることを自覚したとき、そこに起こるのは自らを守ろうとする意志である。

我らは強烈な自己主張こそそれを成し得る唯一の路であると信じ、且つ行動する。

一、我らは愛と正義を否定する。

我らは愛と正義のもつエゴイズムを鋭く告発し、それを否定する事によって生じる人間嫉視に伴う相互理解こそ真の福祉であると信じ、且つ行動する。

一、我らは問題解決の道を選ばない。

我らは安易に問題の解決を図ろうとする事がいかに危険な妥協への出発であるか、身をもって知ってきた。我らは、次々と問題提起を行うことのみ我らの行い得る運動であると信じ、且つ行動する。

(横塚晃一著「母よ！殺すな」92頁 すずさわ書店 1975年)

以上の4原則に下記を加えて5原則を会の正式な綱領とする見解もある。

一、我らは健全者文化を否定する。

(倉本智明「未完の<障害者文化>—横塚晃一思想と身体」社会問題研究第47.No.1 1997年)

- *5 伊藤和代(脳性マヒの重度障害を持つ女性)さんは、半生を振り返った自伝的文章の中で「養護学校も、施設もない世界に行きたいです。障害者も同じ人間なのです。」

(月刊障害者問題編集部編集発行「月刊障害者問題」No.473頁1980.4)と書いている。70年代に入り施設を出、生活保護を受けながら学生ボランティアに介助を頼み、地域で生活する重度の障害者が増え始めていた。札幌いちご会の小山内美智子氏も、親と子の立場の違いを強調される。いくつかの施設で様々なトラブル、虐待的行為の存在も明らかにされた。厚生省社会局更生課河野康徳氏は「日常生活の基本的動作のほとんど全てに介護を必要とする障害者は、かつては単に保護されるべきものとして、むしろ隔離的に処遇される対象として取扱われてきたことを否定できない。」と述べている。(「重度障害者の介護

—行政の対応」リハビリテーション研究第41号 pp.2-10 1982年日本障害者リハビリテーション協会)

- *6 石川准著「障害、テクノロジー、アイデンティティ」『障害学への招待』所収 pp.69-70明石書店 1999年
- *7 TRON (The Real-time Operating system Nucleus)開発の目的は、誰でも簡単に使えるコンピュータシステムづくりであり、すべての人が使えるようなヒューマンインタフェースの提供である。このすべての人の中に障害を持つ人も含まれ1987年から障害当事者ととともにTRONイネーブルウェア研究会でその仕様が検討され実用化されている。
<http://www.sakamura-lab.org/TRON/EnableWare/TronWare/enableware/16a.html>
イネーブルウェア研究会「イネーブルウェアのページ」TRONWARE NO. 16 パーソナルメディア 1992年

参考文献・資料

- *安積純子、岡原正幸、尾中文哉、立岩真也著「生の技法」増補改訂版 藤原書店 1995年
- *月刊障害者問題編集部編集発行「月刊障害者問題」1976年5月-1983年4月
- *高杉晋吾著「府中療育センター闘争の切り拓いたもの」季刊福祉労働 3 pp.44-55 1979年現代書館
- *津田道夫、木田一弘、山田英造、斉藤光正著「障害者の解放運動」三一書房 1977年
- *日本知的障害者愛護協会編「日本愛護50年の歩み」1999年
- *日本知的障害者福祉連盟編「発達障害白書」日本文化科学社 各年度版
- *二日市安著「私的障害者運動史」たいまつ社 1979年
- *山田明著「占領下の身体障害者運動と身体障害者福祉法制定への参加」児島美都子他編『障害者と社会保障』pp.200-207 法律文化社 1979年
- *山田明著「全国的運動主体の確立と政策決定過程への参加」児島美都子他編『障害者と社会保障』pp.207-226 法律文化社 1979年
- *山田明著「障害者運動の権利保障運動への発展と課題」児島美都子他編『障害者と社会保障』pp.226-234 法律文化社 1979年
- *丸山一郎著「障害者施策の発展」中央法規出版 1998年